

## 令和 5 年度いじめ防止対策協議会の協議課題について（案）

## 令和 5 年度協議課題について

- 令和 5 年度は、引き続き、「いじめ防止対策に関する関係府省連絡会議」で整理された検討課題（参考資料 2 参照）のうち、5 番目以降の残る検討課題について審議を行う。
- 特に、いじめの重大事態については、調査組織の立ち上げの遅れや学校現場の負担増加等様々な課題が指摘されており、いじめ重大事態の国への報告等を通じた実態把握を行いつつ、これまでの本協議会での審議の結果等を踏まえ、主に以下のような検討を行うこととしてはどうか。
  - ・ 重大事態調査における調査すべき標準的な内容や期間の考え方の整理
  - ・ いじめ重大事態調査の迅速な処理及び調査の円滑化に向けて、学校設置者の体制整備、第三者委員の確保に係る方策
  - ・ 重大事態調査の適切な実施に向けて、国の指針等の記載の充実・明確化等

## (※) 令和 4 年度の協議実績

- 昨年 11 月に文部科学省とこども家庭庁が共同で「いじめ防止対策に関する関係府省連絡会議」を設置（参考資料 1）し、いじめ防止対策について今後対応すべき検討課題を整理（参考資料 2）
- 各検討課題について、より専門的・技術的観点から検討するため、永岡文部科学大臣より、いじめ防止対策協議会に対して審議要請が行われた。
- いじめ防止対策協議会においては、早期に対応すべき検討課題として整理された「犯罪行為が疑われる場合における警察との連携の徹底など、関係機関との連携の強化」等の学校及び学校設置者に対して周知徹底を図る事項について審議、取りまとめを行った。その内容については、令和 5 年 2 月 7 日に文部科学省から通知を発出し、各都道府県教育委員会等に周知した。
- また、いじめの重大事態について、令和 5 年 4 月から各学校設置者から文部科学省に対して報告を求め、その情報をこども家庭庁とも共有しつつ、重大事態の対処や調査の実施について必要な助言や支援を行い、重大事態調査の適切な実施を図るとともに、重大事態調査結果を国において収集、分析し、調査の運用改善やいじめ防止対策の強化を図ることについても審議を行った。

## (参考) いじめ重大事態の報告等の状況

※令和5年3月10日付け事務連絡（いじめ重大事態に関する国への報告について（依頼））に基づく国への報告状況

	発生報告	調査開始報告	調査結果報告
報告件数	160	83	8

※昨年度以前に発生した重大事態に係る報告書を提供いただいたもの

- ・重大事態調査報告書 19件
- ・再調査報告書 1件